

◎新潟県告示第819号

漁業法（昭和24年法律第267号）第32条第2項の規定に基づき新潟県知事が行う助言、指導又は勧告に関する指針を次のように改正したので、行政手続法（平成5年法律第88号）第36条の規定に基づき公表する。

令和3年6月29日

新潟県知事 花 角 英 世

漁業法第32条第2項の規定に基づき新潟県知事が行う助言、指導又は勧告に関する指針の一部を改正する告示

漁業法第32条第2項の規定に基づき新潟県知事が行う助言、指導又は勧告に関する指針の一部を次のように改正する。

「第2 くらまぐろ（大型魚）」の次に、「第3 ずわいがに日本海系群B海域」を加える。

第3 ずわいがに日本海系群B海域

ずわいがに日本海系群B海域（第3において単に「ずわいがに」という。）に係る法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次に定めるとおりとする。

1 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、新潟県知事が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。

ずわいがにに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	当該全ての知事管理区分においてずわいがにの採捕をする者に対して新潟県知事がする助言又は勧告の内容
8割を超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過を未然に防止する具体的な管理措置（操業回数 <sup>1</sup> の維持又は縮減）の実施の助言
9割を超えたとき	知事管理漁獲可能量の超過を未然に防止するような具体的な管理措置（ずわいがにの採捕を目的とした操業の停止等）の実施の勧告

2 1の規定にかかわらず、ずわいがにの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するずわいがにの漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。